

青森県報

第二千二百六十六号

平成十五年
十二月十七日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉課).....	一
生活保護法による医療機関の指定.....	(同).....	一
生活保護法による施術者の指定.....	(同).....	二
生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出.....	(同).....	二
平成十五年度青森県ひとり親家庭等実態調査の実施.....	(こどもみらい課).....	二
農業振興地域の指定の一部改正.....	(構造政策課).....	三
宅地建物取引業法による聴聞.....	(建築住宅課).....	三
証紙売りさばき人の住所の変更.....	(経 理 課).....	三
公 告		
土地改良区の定款変更の認可.....	(農村整備課).....	三
土地改良事業計画変更の認可.....	(同).....	三
建設業者の許可の取消し.....	(青森県土整備事務所).....	四
出先機関		
土地改良区連合の清算人の退任.....	(中南部農林水産事務所).....	四
土地改良事業の工事の完了.....	(北地方農林水産事務所).....	四

告 示

青森県告示第七百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
安田ファミリー 歯科	青森市筒井四丁目二の四六	平成十四・三・一
社団法人慈恵会 まごころクリニック	青森市大字久栗坂字山辺八九の一四	一五・二・七
山内整形外科医 院	青森市安方二丁目六の八	一五・二・三〇
スーパードラッグ アサヒエルム 店	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一	一五・一〇・三〇

青森県告示第七百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
ひろさき西北歯科 社会福祉法人敬仁会青森敬仁会病院	弘前市大字浜の町西二丁目四の一 青森市大字久栗坂字山辺八九の一〇	平成一五・二・一 一五・三・一
スーパードラッグアサヒエールム店	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一	一五・一〇・三
薬局ミミ	上北郡下田町緑ヶ丘二丁目五〇の二〇八一	一五・三・一

青森県告示第七百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定期日
工藤十郎	弘前市大字取上四丁目三の一	取上針灸整骨院	弘前市大字取上四丁目三の一	平成一五・六・一六
深川剛実	上北郡六ヶ所村大字鷹架字内子内三三七	らくらく石川整骨院六ヶ所	上北郡六ヶ所村大字鷹架字内子内三三七ろつかぼつか	一五・七・一
千葉武光	弘前市大字外崎一丁目三の一八	千葉接骨院	弘前市大字外崎一丁目三の一八	一五・二・二七

青森県告示第七百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条において準用する同法第

五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中村雅美	青森市北金沢一丁目五の八	中村鍼灸院	青森市北金沢一丁目五の八	平成一五・二・三〇

青森県告示第七百九十三号

平成十五年度青森県ひとり親家庭等実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（昭和二十五年三月青森県条例第十号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十五年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査目的

青森県内における母子家庭、父子家庭、父母のない児童のいる世帯及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の生活実態及び福祉需要を把握し、これらの福祉を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

1 調査は、次に掲げる事項について行う。

- (一) 世帯の状況
- (二) 調査対象者の状況
- (三) 子供の状況

2 前項の調査事項の細目は、別に定める調査票に記載するところによる。

三 調査範囲

調査は、青森県内のひとり親家庭等のうちから別に定める方法により抽出したもののについて行う。

四 調査期日

調査は、平成十六年一月一日現在によつて行つ。
五 調査方法

調査は、平成十六年一月一日から同月三十一日までの間において、調査票を郵送し、及び回収する方法により行つ。

青森県告示第七百九十四号

昭和四十五年五月三十日青森県告示第三百六十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市のうち次表に掲げる区域の表の大字大野の項を次のように改める。

大字大野	字前田、字榎崎、字玉島、字鶴瀬及び字今井の区域内の土地であつて、次の図面（第1号図）の赤色で着色した部分に該当するものの区域
------	--

青森市のうち次表に掲げる区域の表の大字安田の項中「サハビ岬岬」を、「岬岬」と改め、「岬岬」を削る。

第1号図（大字大野及び大字安田に係る赤色で着色した部分）を次のように改める。
（図面省略）

青森県告示第七百九十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成十五年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けよとする者	聴聞期日	聴聞場所
------------	------	------

五所川原市字下り枝丸の三
株式会社濶不動産

平成十五年十二月二十五日
午後一時

青森市長島一丁目一の一
青森県庁西棟八階中会議室

青森県告示第七百九十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

八戸市卸センター一丁目一四の二七

株式会社桃川コーポレーション

二 変更内容

1 変更前の住所

八戸市大字長苗代字狐田一四の六

2 変更後の住所

八戸市卸センター一丁目一四の二七

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川鶴田土地改良区の定款の変更を平成十五年十二月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、枝川鶴田土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十五年十二月十日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十五年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社芙蓉物産
- 二 代表者の氏名 木村 隆司
- 三 主たる営業所の所在地 青森市橋本二丁目一三の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一〇〇〇五五号
- 五 取消年月日 平成十五年十二月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十五年十二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区連合の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した浪岡ダム土地改良区連合から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第八十四条において準用する同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十五年十二月十七日

中南方農林水産事務所長 高 畑 幸

氏 名	住 所	退任の年月日
木村 清明	南津軽郡浪岡町大字吉野田字平野二九の二	平成一五・二・三
野呂 保文	大字浪岡字稲村二二七の一	" "
山内 登	大字下十川字村元六三の一	" "
山内 哲彌	大字北中野字天王一三の二	" "
斉藤 伊助	五所川原市大字原字山元一三五の三	" "
白戸 逞	大字七ツ館字鶴ヶ沼一七二	" "
森 誠	大字水野尾字宮井二一〇の一	" "

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年十二月十七日

北方農林水産事務所長 斉 藤 剛

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農業用施設災害復旧事業	金 木 町	平成一五・一〇・三

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------